



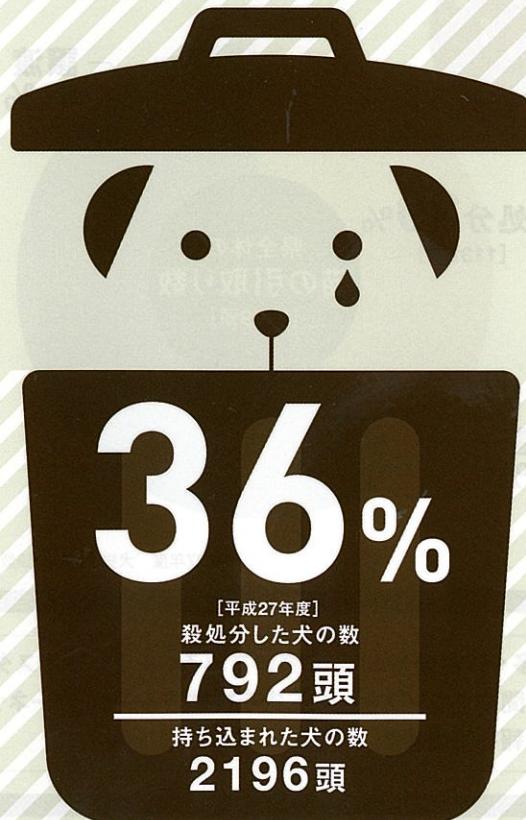
SAVE THE LIFE

終生飼養は
飼い主の
責務です。

動物愛護管理法第7条に「飼
い主はその動物が命を終える
まで適切に飼養すること」が
明記されています。

動物愛護(管理)センターに持ち込まれた犬や猫の多くは殺処分されています。

大切な命を救いましょう！



平成27年度 犬猫殺処分などの状況(県・広島市・呉市・福山市の合計)

大切な命を救うために一人ひとりが責任を果たしましょう。

次のことは動物愛護管理法第7条に飼い主の責務として明記されています。



1 最期まで
責任をもって飼うこと!

動物はその種類に応じた生理、生態、習性をもつ生き物です。飼い始める前から正しい知識をもち、動物に適切な飼い方をして、健康と安全に気を配り、動物がその命を終えるまで責任をもって飼いましょう。



2 むやみに数を増やしたり
繁殖させないこと!

むやみに増やしたり、繁殖させると、適正に飼えなくなることがあります。きちんと管理できる数を超えることのないようにしましょう。不妊去勢手術などの繁殖制限措置を行いましょう。



3 逃げたり迷子にならない
ようにすること!

飼っている動物が逃げたり迷子になると、周りの人やその動物が危険にさらされるだけでなく、生態系や農作物へも悪影響を及ぼすことがあります。地震などの災害時も含めた、逸走や迷子防止の対策をとりましょう。



4 所有者を
明らかにすること!

迷子や災害時に逸走した動物の飼い主の発見を容易にするためや盗難に備えるために、マイクロチップ、迷子札、脚環などの標識をつけましょう。

動物愛護(管理)センターに持ち込まれた犬や猫は……

持ち込まれた犬や猫の多くは殺処分されています。(平成27年度の広島県の犬猫殺処分数は1,924頭でした。)



殺処分36%
[792頭]

県全体の
犬の引取り数
[2196頭]

返還
9% [196頭]

譲渡
55% [1212頭]



殺処分39%
[1132頭]

県全体の
猫の引取り数
[2929頭]

返還
0.3%
[8頭]

譲渡
61% [1794頭]

平成27年度 犬猫の殺処分頭数(速報値)

●万が一、飼い続けることが難しくなったら
飼い主には、ペットがその命を終えるまで適切に飼う責務があります。しかし、どうしても飼えなくなったときは、新たな飼い主を探すことでも、飼い主の責任です。

●できるだけ多くの親類や知人に聞いてみる●チラシやポスターを作成する●新聞やタウン誌などに広告を掲載する●インターネットを活用して、情報を発信する

犬や猫について
相談したいときの
連絡先

広島県動物愛護センター(広島市、呉市及び福山市を除く県内) ☎0848-86-6511
広島市動物管理センター ☎082-243-6058
呉市動物愛護センター ☎0823-70-3711
福山市動物愛護センター ☎084-970-1201